

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、有限会社サイバーゼットのマージン率等について公開致します。

※令和 3年 3月末現在

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	有限会社サイバーゼット			
拠点の所在地	東京都荒川区南千住五丁目 37-5-501			
派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②) ÷ ①
10	1	35,738	22,795	36.2%

○ マージン率とは

派遣先より株式会社リライアブルに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といたします。

○ マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）	
会社運営経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等） 登録会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 （登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等）
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
営業費用	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用 会社運営経費を差し引いた利益	

2. 教育訓練に関する事項

- ・ 情報セキュリティ教育
- ・ ビジネスマナー教育
- ・ 施工図作成（基礎及び上級）
- ・ CAD研修

3. キャリアコンサルティング相談窓口について

<キャリアコンサルティング代表窓口> 090-8451-5733

4. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

- ・ 労使協定の締結可否 : 締結済み
- ・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ・ 労使協定の有効期間の終期 : 令和 5年 3月31日